



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年4月22日金曜日 第1652号

◇ 目 次 ◇

新たに生じた土地の確認（四国中央市）.....	467
町の区域の変更（ " ）.....	467
一部事務組合の解散（4件）.....	467
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可.....	468
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び一部事務組合の共同処理する事務変更の許可.....	468
一部事務組合の規約の変更の許可.....	468
指定居宅支援事業者の指定（13件）.....	468
市営土地改良事業の施行の同意（2件）.....	471
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（3件）.....	471
農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認.....	472
道路の区域変更（一般国道194号）.....	472
道路の供用開始（県道粟井浅海線）.....	472
道路の区域変更（県道中島環状線）.....	472
道路の供用開始（ " ）.....	473
道路の区域変更（県道松山東部環状線）.....	473
道路の供用開始（ " ）.....	473
道路の区域変更（県道六軒家石手線）.....	473
道路の供用開始（ " ）.....	473
道路の区域変更（一般国道378号）.....	474
道路の供用開始（ " ）.....	474
道路の供用開始（県道内子河辺野村線）.....	474
道路の区域変更（県道立石内子線）.....	474
道路の供用開始（ " ）.....	475
道路の区域変更（一般国道380号）.....	475
道路の区域変更（県道網代鳥越線）.....	475
道路の供用開始（ " ）.....	475
開発行為に関する工事の完了.....	476
愛媛県証紙売りさばき人の指定.....	476
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	476

公安委員会告示

少年指導委員の委嘱..... 476

労働委員会告示

労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定の一部改正..... 477

任 免 辞 令

定年退職..... 477
 栗田 史朗外..... 478
 藤原 富和..... 480

告 示

○愛媛県告示第920号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、四国中央市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は四国中央市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
四国中央市川之江町4095及び4097の地先	33 586 44

○愛媛県告示第921号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、四国中央市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

町の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
川之江町	四国中央市川之江町4095及び4097の地先 公有水面埋立地	33 586 44

○愛媛県告示第922号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 組合の名称
愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合
- 2 組合の事務所の位置
松山市一番町四丁目1番地2
- 3 組合の解散年月日
平成17年3月31日

○愛媛県告示第923号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 組合の名称
愛媛県市町村交通災害共済組合
- 2 組合の事務所の位置
松山市一番町四丁目1番地2
- 3 組合の解散年月日
平成17年3月31日

○愛媛県告示第924号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により

、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 組合の名称
愛媛県自治会館管理組合
- 2 組合の事務所の位置
松山市一番町四丁目1番地2
- 3 組合の解散年月日
平成17年3月31日

○愛媛県告示第925号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により

、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 組合の名称
愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合
- 2 組合の事務所の位置
松山市一番町四丁目1番地2
- 3 組合の解散年月日
平成17年3月31日

○愛媛県告示第926号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 増減内容
愛媛県市町村職員退職手当組合の構成団体のうち、市町村合併により伊予市、中山町、双海町、伊方町、瀬戸町及び三崎町が廃されること並びに同組合への統合により愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合、愛媛県市町村交通災害共済組合及び愛媛県自治会館管理組合が解散することに伴い、これら9団体を愛媛県市町村職員退職手当組合から脱退させる。
- 2 増減年月日
平成17年3月31日
- 3 増減許可年月日
平成17年3月30日

○愛媛県告示第927号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合の共同処理する事務の変更を許可した。

平成17年4月22日

○愛媛県告示第929号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 増減等の内容

(1) 増減内容

西条市、伊予市、伊方町及び大洲地区広域消防事務組合の4団体を、平成17年4月1日に愛媛県市町村職員退職手当組合から名称変更する愛媛県市町村総合事務組合に加入させる。

(2) 事務の変更事項

平成17年3月31日をもって解散した愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合、愛媛県市町村交通災害共済組合、愛媛県自治会館管理組合及び愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の4組合の共同処理する事務を愛媛県市町村職員退職手当組合に承継させるため、所要の変更を行う。

2 増減等の年月日

(1) 増減年月日

平成17年4月1日

(2) 規約の変更年月日

平成17年4月1日

3 増減等の許可年月日

平成17年4月1日

○愛媛県告示第928号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村職員退職手当組合の規約の変更を許可した。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更事項

平成17年3月31日をもって、伊予市、中山町、双海町、伊方町、瀬戸町及び三崎町並びに愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合、愛媛県市町村交通災害共済組合及び愛媛県自治会館管理組合を、愛媛県市町村職員退職手当組合から脱退させるとともに、平成17年4月1日から、愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合、愛媛県市町村交通災害共済組合、愛媛県自治会館管理組合及び愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の共同処理する事務を愛媛県市町村職員退職手当組合が承継し、西条市、伊予市、伊方町及び大洲地区広域消防事務組合を、同日に愛媛県市町村職員退職手当組合から名称変更する愛媛県市町村総合事務組合に加入させることに伴い、愛媛県市町村職員退職手当組合規約の全部を改正する。

2 規約変更年月日

平成17年4月1日

3 規約変更許可年月日

平成17年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 年 月 日 定 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300179112	社会福祉法人澄心	四国中央市豊岡町大 町2005 - 1	武 村 志 延	児童居宅介護	ごきげんさん	四国中央市三島宮川 四丁目5番7号	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第 930 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成17年 4 月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 年 月 日 定 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100191119	社会福祉法人澄心	四国中央市豊岡町大 町2005 - 1	武 村 志 延	身体障害者居 宅介護	ごきげんさん	四国中央市三島宮川 四丁目5番7号	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第 931 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成17年 4 月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 年 月 日 定 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200218119	社会福祉法人澄心	四国中央市豊岡町大 町2005 - 1	武 村 志 延	知的障害者居 宅介護	ごきげんさん	四国中央市三島宮川 四丁目5番7号	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第 932 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の10第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成17年 4 月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 年 月 日 定 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300180110	合資会社介護サービ ス憩	東温市志津川甲251 番地15	藤 岡 栄 治	児童居宅介護	合資会社介護サービ ス憩	東温市志津川甲251 番地15	平成17年 4月8日

○愛媛県告示第 933 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成17年 4 月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 年 月 日 定 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100192117	合資会社介護サービ ス憩	東温市志津川甲251 番地15	藤 岡 栄 治	身体障害者居 宅介護	合資会社介護サービ ス憩	東温市志津川甲251 番地15	平成17年 4月8日

○愛媛県告示第 934 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成17年 4 月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200219117	合資会社介護サービス 入憩	東温市志津川甲251 番地15	藤 岡 栄 治	知的障害者居 宅介護	合資会社介護サービス 入憩	東温市志津川甲251 番地15	平成17年 4月8日

○愛媛県告示第 935 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の10第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300181118	社会福祉法人伊予市 社会福祉協議会	伊予市米湊723番地 1	水 口 敬	児童居宅介護	伊予市社協居宅介護 事業所	伊予市米湊723番地 1	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第 936 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100193115	社会福祉法人伊予市 社会福祉協議会	伊予市米湊723番地 1	水 口 敬	身体障害者居 宅介護	伊予市社協居宅介護 事業所	伊予市米湊723番地 1	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第 937 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200220115	社会福祉法人伊予市 社会福祉協議会	伊予市米湊723番地 1	水 口 敬	知的障害者居 宅介護	伊予市社協居宅介護 事業所	伊予市米湊723番地 1	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第 938 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100194113	社会福祉法人八幡浜 市社会福祉協議会	八幡浜市松柏乙1101 番地	水 本 源太郎	身体障害者居 宅介護	社協ヘルパーステー ション八幡浜	八幡浜市松柏乙1101 番地	平成17年 3月28日

○愛媛県告示第 939 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3800020022113	社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市松柏乙1101番地	水 本 源 太 郎	知的障害者居宅介護	社協ヘルパーステーション八幡浜	八幡浜市松柏乙1101番地	平成17年3月28日

○愛媛県告示第 940 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成17年 4 月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100195110	社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市松柏乙1101番地	水 本 源 太 郎	身体障害者居宅介護	社協ヘルパーステーション保内	八幡浜市保内町宮内1番耕地124番地1	平成17年3月28日

○愛媛県告示第 941 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成17年 4 月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200222111	社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市松柏乙1101番地	水 本 源 太 郎	知的障害者居宅介護	社協ヘルパーステーション保内	八幡浜市保内町宮内1番耕地124番地1	平成17年3月28日

○愛媛県告示第 942 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・清水地区）の施行に平成17年 4 月 8 日同意した。
平成17年 4 月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

) 計画書の写し

- (2) 今治市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成17年 4 月25日から 5 月26日まで
- 3 縦覧場所
今治市役所

○愛媛県告示第 943 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・平田地区）の施行に平成17年 4 月 8 日同意した。
平成17年 4 月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 945 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・鈍川フモト井手地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 1 95号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
平成17年 4 月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 944 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・朝倉上地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
平成17年 4 月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・鈍川フモト井手地区）計画書の写し
 - (2) 今治市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成17年 4 月25日から 5 月26日まで
- 3 縦覧場所
今治市役所

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 市営土地改良事業（農業用道路整備事業・朝倉上地区

○愛媛県告示第 946 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・高野大平地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・高野大平地区）計画書の写し
- (2) 今治市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成17年4月25日から5月26日まで

3 縦覧場所

今治市役所

○愛媛県告示第 947 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

変更の承認を受けた農地保有合理化法人の名称	変更の承認に係る農地保有合理化事業の種類	承認年月日
社団法人久万高原農業公社	法第 4 条第 2 項第 1 号及び第 4 号に掲げる事業	平成17年4月14日

○愛媛県告示第 948 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	194号	西条市荒川下分2号210番1から 同市荒川下分2号234番1まで	旧	メートル 5.8~34.0 1.0~9.0 13.5~50.0	キロメートル 0.405 0.180 0.320	
			新	5.8~34.0 13.5~50.0	0.405 0.320	

○愛媛県告示第 949 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	粟井浅海線	松山市夏目甲257番3から 同市夏目甲399番3まで	平成17年4月22日
"	"	松山市片山甲13番6から 同市片山甲2番5まで	"

○愛媛県告示第 950 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	中島環状線	松山市中島大浦3049番2から 同市中島大浦3054番18まで	旧	メートル 7.8~10.5	キロメートル 0.066	
			新	13.2~20.2	0.066	

○愛媛県告示第951号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中島環状線	松山市中島大浦3049番2から 同市中島大浦3054番18まで	平成17年4月22日

○愛媛県告示第952号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山東部環状線	松山市南高井町1218番7号から 同町1013番2号地先まで	旧	メートル 6.0~38.0	キロメートル 0.342	
			新	13.0~34.0	0.342	

○愛媛県告示第953号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山東部環状線	松山市南高井町1218番7号から 同町1013番2号地先まで	平成17年4月22日

○愛媛県告示第954号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	六軒家石手線	松山市道後湯之町1412番12から 同市道後湯之町1380番2号地先まで	旧	メートル 5.5~8.0	キロメートル 0.003	
			新	8.0	0.003	

○愛媛県告示第955号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	六軒家石手線	松山市道後湯之町1386番2から 同市道後湯之町1380番2号地先まで	平成17年4月22日

○愛媛県告示第956号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	大洲市長浜町櫛生甲23番7から 同町櫛生甲23番7まで	旧	メートル 15.3～16.8	キロメートル 0.078	
			新	16.8～18.7	0.078	
"	"	大洲市長浜町櫛生甲23番8から 同町櫛生甲23番9まで	旧	14.3～18.7	0.230	
			新	18.7～31.4	0.230	

○愛媛県告示第957号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	大洲市長浜町櫛生甲23番7から 同町櫛生甲23番7まで	平成17年4月22日
"	"	大洲市長浜町櫛生甲23番8から 同町櫛生甲23番9まで	"

○愛媛県告示第958号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町重松乙501番13から 同町重松乙501番11まで	平成17年4月22日

○愛媛県告示第959号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	立石内子線	喜多郡内子町立石2219番2	旧	メートル 8.2~10.0	キロメートル 0.011	
			新	10.0~12.0	0.011	

○愛媛県告示第960号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	立石内子線	喜多郡内子町立石2219番2	平成17年4月22日

○愛媛県告示第961号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	380号	喜多郡内子町大平928番2から 同町大平1028番2まで	旧	メートル 24.8~42.2	キロメートル 0.043	
			新	21.9~34.0	0.043	

○愛媛県告示第962号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町魚神山5番2から 同町魚神山6番2まで	旧	メートル 4.7~5.0	キロメートル 0.018	
			新	31.0~32.7	0.018	

○愛媛県告示第963号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町魚神山5番2から 同町魚神山6番2まで	平成17年4月22日

○愛媛県告示第964号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成17年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17松局建（開）第2号 平成17年4月8日	伊予郡松前町大字筒井字外側932番5及び932番6	伊予郡松前町大字西古泉282番地2 リバーサイド株式会社 代表取締役 沼野哲範

○愛媛県告示第965号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。
平成17年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
今第37号	松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行	今治市大西町新町甲760番地1 伊予銀行大西支店	平成17年3月29日

○愛媛県告示第966号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。
平成17年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可年月日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
宇和 第11 号	西予市宇和町卯之町四丁目659番地	宇和交通安全協会	売りさばき所 西予市宇和町卯之町四丁目659番地 西予警察署内	売りさばき所 西予市宇和町卯之町四丁目659番地 宇和警察署内	平成17年 4月1日
宇和 第12 号	西予市野村町野村12号153番地	野村交通安全協会	売りさばき所 西予市野村町野村12号153番地 西予警察署野村交番内	売りさばき所 西予市野村町野村12号153番地 野村警察署内	平成17年 4月1日
宇和 第10 号	西予市野村町野村12号617番地	野村地区食品衛生協会	売りさばき人 西予市野村町野村12号617番地 野村地区食品衛生協会 売りさばき所 西予市野村町野村12号617番地	売りさばき人 西予市野村町野村12号635番地 野村地区食品衛生協会 売りさばき所 西予市野村町野村12号635番地	平成17年 4月1日

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第8号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、次のとおり少年指導委員を委嘱した。
平成17年4月22日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

少年指導委員の氏名	住 所	活 動 区 域
藤 縄 洲 二	新居浜市徳常町3番11号	新居浜市のうち港町、若水町一・二丁目、徳常町、繁本町、西町、泉池町、泉宮町、宮西町、中須賀町一・二丁目、北新町、西原町一・二丁目、新須賀町一～三丁目及び田所町の区域
土 岐 晴 啓	新居浜市新須賀町三丁目1番38号	

穂山保和	今治市唐子台西三丁目3番	今治市のうち常盤町一～四丁目、恵美須町一・二丁目、通町一・二丁目、黄金町一～三丁目、末広町一～三丁目、松本町一～三丁目、旭町一～三丁目、片原町一～三丁目、中浜町一～三丁目、風早町一～三丁目、本町一～三丁目、米屋町一～三丁目、室屋町一～三丁目、栄町一～三丁目、共栄町一～三丁目、大正町一・二丁目、別宮町一丁目、南大門町一丁目及び北宝来町一丁目の区域
村上恵一	今治市東門町一丁目8番地12	
大成哲明	今治市大新田町一丁目3番31号	
渡邊淳子	松山市永木町二丁目1番地49	松山市のうち大街道一・二丁目、一番町一～四丁目、二番町一～四丁目、三番町一～六丁目、千舟町一～六丁目、湊町一～六丁目、柳井町一～三丁目、河原町、北立花町、永木町二丁目、永代町、南堀端町、勝山町一丁目及び花園町の区域
天野恵子	松山市北立花町5番地2	
中村恭助	松山市湯渡町6番10号	
大西通夫	松山市湊町四丁目5番地21	
郷田順子	松山市歩行町一丁目9番地3	
菅能義明	松山市永代町6番地2	
林伊佐雄	松山市河原町4番地8	
由佐計美	松山市歩行町二丁目3番地3	
酒井久美	松山市柳井町一丁目10番地4	
富田讓	松山市道後緑台10番26号	
鶴井博子	松山市紅葉町7番39号	
丸山春子	松山市道後町一丁目7番15号	
大島たか子	松山市上市一丁目1番51号	
古島君子	宇和島市妙典寺前乙889番地	宇和島市のうち本町追手一・二丁目、中央町一・二丁目、新町一・二丁目、恵美須町一・二丁目、錦町、栄町港一～三丁目及び丸之内一～五丁目の区域
酒井剛規	宇和島市泉町四丁目2番7号	

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第1号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、松山市公営企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を平成17年4月8日認定したので、企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（昭和42年8月愛媛県地方労働委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成17年4月22日

愛媛県労働委員会

会長 白石喜徳

表水管理センターの項の次に次のように加える。

北条分室	分室長
中島分室	分室長

任免辞令

○定年退職

平成17年3月31日定年退職

愛媛県事務吏員	玉岡正治
同	露口富勝
同	守谷一郎
同	播田邦生
同	橋仁郎
同	伊東武
同	烏谷育宏
同	山之内正
同	千葉正宏
同	黒田敏勝
同	入江晃
同	中居京子
同	桐島三幸
同	村上成一
同	石川満明

同 芝岡 純子
 同 平岡 美佐江
 同 岡本 宏司
 同 大野 マリ子
 同 足利 篤代
 同 菅 忠男
 愛媛県技術吏員 瀬川 功
 同 有光 逸武
 同 田窪 弘文
 同 池田 慧洋
 同 大平 崇紀
 同 木下 新一
 同 藤原 勝壽
 同 藤澤 一 道
 同 山内 隆
 同 藤岡 徹郎
 同 西内 力
 同 中田 誠
 同 今井 健三
 同 金山 武志
 同 篠藤 道彦
 同 新 次美
 同 上森 實
 同 田代 善二
 同 土居 隆洋
 同 山崎 肇
 同 三村 光子
 同 飯野 栄
 同 吉田 和輝
 同 坪内 征生
 同 伊藤 卓徳
 同 鴻上 信能
 同 藤田 正一
 同 渡部 淑己
 同 菅 隆夫
 同 金本 昭
 同 清水 浩
 同 袖岡 魏
 同 豊田 省三
 同 原 八郎
 同 加宅田 文雄
 同 平丸 弘
 同 青木 熱興
 同 宇都宮 輯
 同 松田 智子
 愛媛県公立学校教員 篠原 信之
 技術主任 榎鏡 孝子
 同 藤田 紀男
 主任業務員 佐山 富子
 同 越智 道治
 同 田中 久美子
 同 松岡 孝雄

○任免辞令

3月28日

栗田 史朗

愛媛県事務吏員に任命する

行政職9級を命ずる

総務部付を命ずる

3月31日

愛媛県事務吏員 金谷 裕弘

愛媛県技術吏員 青木 眞策

同 佐野 のぞみ

同 高橋 康幸

同 高橋 孝子

同 大河 良樹

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない(愛媛県職員退職手当条例第14条)

(各通)

愛媛県事務吏員 廣瀬 了

同 中内 久美子

同 仲田 正和

同 油野 厚子

同 八束 有機

同 水谷 亀男

同 石田 博俊

同 渡部 昌弘

同 芳野 祥博

同 川崎 啓史

同 中野 俊一

同 菊池 弘美

愛媛県技術吏員 河野 憲一

同 上沖 芳子

同 藤田 幸子

同 石本 幸美

同 藤井 基晴

同 久米 正信

同 吉岡 千秋

同 直野 勝彦

同 原田 信子

同 山本 勝也

同 吉岡 美鈴

愛媛県公立学校教員 三好 清徳

願により本職を免ずる(各通)

主任業務員 若宮 強

願により職務を解く

4月1日

讀谷山 洋司

愛媛県事務吏員に任命する

行政職11級を命ずる

総務部長を命ずる

山崎 英男

愛媛県事務吏員に任命する

行政職8級を命ずる

副参事を命ずる

土木部管理局用地課付を命ずる

宇 高 真 行 愛媛県技術吏員に任命する 研究職2級を命ずる 主任研究員を命ずる 衛生環境研究所勤務を命ずる	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 保健福祉部健康衛生局健康増進課勤務を命ずる 井 上 みのり
中 野 正 和 愛媛県技術吏員に任命する 行政職4級を命ずる 主査を命ずる 土木部道路都市局道路建設課勤務を命ずる	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 保健福祉部生きがい推進局長寿介護課勤務を命ずる 松 本 晃 典
村 井 静 子 愛媛県公立学校教員に任命する 愛媛県立医療技術大学教授を命ずる 兼ねて愛媛県立医療技術短期大学教授を命ずる	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 農林水産部農業振興局農産園芸課勤務を命ずる 富 田 剛 生
加 藤 徳 雄 愛媛県公立学校教員に任命する 愛媛県立医療技術大学講師を命ずる 兼ねて愛媛県立医療技術短期大学講師を命ずる	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 土木部河川港湾局港湾海岸課勤務を命ずる 三 神 佑 樹
江 島 峰 子 愛媛県公立学校助手に任命する 愛媛県立医療技術大学助手を命ずる 兼ねて愛媛県立医療技術短期大学助手を命ずる	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 土木部道路都市局道路建設課勤務を命ずる 井 下 美 穂
榎 鏡 孝 子 主任技術員（電話オペレータ）（週32時間勤務）に再任用する 任期は平成18年3月31日までとする 今治地方局勤務を命ずる	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 出納事務局会計課勤務を命ずる 味 村 宏 子
原 八 郎 愛媛県技術吏員に再任用する 行政職3級（週32時間勤務）を命ずる 任期は平成18年3月31日までとする 主任技師を命ずる 松山地方局勤務を命ずる	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 西条地方局勤務を命ずる 奥 野 祐 一 郎
藤 田 紀 男 主任技術員（自動車運転）（週32時間勤務）に再任用する 任期は平成18年3月31日までとする 宇和島地方局勤務を命ずる	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 西条地方局勤務を命ずる 田 窪 直 文
高 塚 紀 弘 愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 総務部管理局税務課勤務を命ずる	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 今治地方局勤務を命ずる 大 塚 景 士
河 野 麻 由 愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 企画情報部管理局統計課勤務を命ずる	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 今治地方局勤務を命ずる 西 村 和 洋
児 玉 千 絵 愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 県民環境部管理局県民生活課勤務を命ずる	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる
熊 谷 紀 子	

八幡浜地方局勤務を命ずる	羽 淵 由貴子	愛媛県技術吏員に任命する 医療職(二)2級を命ずる 技師を命ずる 松山地方局勤務を命ずる	滝 沢 浩 司
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる	友 澤 文 彦	愛媛県技術吏員に任命する 医療職(二)2級を命ずる 技師を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	二 宮 美 穂
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 社会福祉主事を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる	大 澤 文 誉	愛媛県技術吏員に任命する 医療職(二)2級を命ずる 技師を命ずる 食肉衛生検査センター勤務を命ずる	神 野 雅 子
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる	足 立 香 織	愛媛県技術吏員に任命する 研究職1級を命ずる 研究員を命ずる 畜産試験場勤務を命ずる	奥 村 友 紀
愛媛県事務吏員に任命する 行政職1級を命ずる 主事を命ずる 松山地方局勤務を命ずる	二 宮 拓 也	愛媛県技術吏員に任命する 医療職(二)2級を命ずる 技師を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる	藤 原 千 帆
愛媛県事務吏員に任命する 行政職1級を命ずる 主事を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	本 庄 謙 太	愛媛県技術吏員に任命する 医療職(三)2級を命ずる 技師を命ずる 愛媛整肢療護園勤務を命ずる	山 城 良
愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 土木部道路都市局都市計画課勤務を命ずる	村 見 幸 紀	愛媛県技術吏員に任命する 行政職1級を命ずる 技師を命ずる 農林水産部水産局水産課勤務を命ずる	
愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 西条地方局勤務を命ずる	加 藤 和 教	~~~~~	
愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	中 村 尚 樹	○任免辞令 3月21日 愛媛県事務吏員 藤原 富和 死亡	
愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	後 藤 佐也加		
愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 知的障害者更生相談所勤務を命ずる	高 橋 倫 子		